

特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの ア  
 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 イ  
 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	和歌山県
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの ア 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 イ 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	

<p>④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び ①の該当部分</p>		<p>和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2教育委員会の項（1） 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの ア 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 イ 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条</p>	<p>和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 特別支援教育就学奨励費（県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費の全部又は一部及び県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒（以下「特別支援学級等の生徒」という。）の就学に要する経費の全部又は一部を支弁するため県が支給する扶助費。以下「就学奨励費」という。）は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第1条に規定する目的に鑑み、（特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒及び特別支援学級の生徒）について（必要な援助を行う）ことを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>・和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱</p>

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令23条 項2号</p>	<p>和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱で定める対象経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務</p>

### 特定個人情報1

<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令23条 項2号イ</p>	<p>和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条</p>
--------------	----------------------------	-------------------------------

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号ロ	和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号ハ	和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	特別支援学級等の生徒の保護者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2018年10月05日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	1
保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%92%8C%E6%AD%8C%E5%B1%B1%E7%9C%8C%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&amp;ev_name=%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%95%99%E8%82%B2%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E5%A5%A8%E5%8A%B1%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=30&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=14&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=14&amp;count=20">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%92%8C%E6%AD%8C%E5%B1%B1%E7%9C%8C%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&amp;ev_name=%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%95%99%E8%82%B2%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E5%A5%A8%E5%8A%B1%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=30&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=14&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=14&amp;count=20</a>

